

瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画

平成28年10月

和歌山県

「瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画」概要

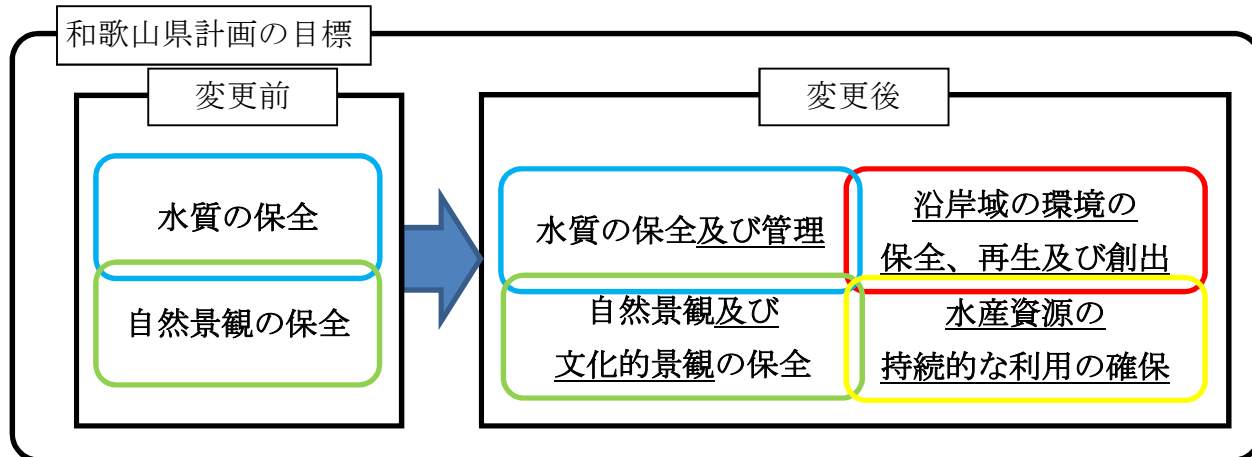
和歌山県計画策定の意義

平成 27 年 10 月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海が自然景観と文化的景観を併せて有する景勝の地として、また、生物多様性に富んだ豊かな漁業資源の宝庫として、その恵沢を県民等が継続して享受することができるよう、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、この計画を策定する。

和歌山県計画の性格

- ① 国の基本計画に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関する計画を策定する。
- ② 瀬戸内海の水質及び自然景観等に係る環境保全のための目標を示す。
- ③ 目標を達成のために実施する各施策の基本的方向を明示する。
- ④ 瀬戸内海の環境保全に係る各種施策の指針とする。

和歌山県計画の目標



和歌山県計画の期間と進捗管理

本計画の期間は概ね 10 年とする。

策定時から概ね 5 年ごとに点検し、必要に応じて見直しを行う。

瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画における、目標達成のための施策一覧

目 標	具体的な施策	
沿岸域の環境の保全・再生及び創出	藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出	藻場等の保全及び再生、創出の支援
	海水浴場などの自然海浜等の保全	国立及び県立自然公園の指定による保全
	底質環境の維持	現在の良好な底質環境の維持管理
	海砂利の採取の抑制	海砂利の未採取の現状維持
	環境保全に配慮した海面埋め立て	環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく環境保全の配慮
	海岸保全施設等の整備・更新時の配慮	県紀州灘沿岸海岸保全基本計画に基づく、環境配慮型構造物等の採用
水質の保全及び管理	水質汚濁・赤潮・富栄養化の防止	県総量削減計画に基づく工場・事業場の排水対策 持続的養殖生産確保法に基づく漁場管理の適正化 県持続性の高い農業生産導入指針に基づく化学肥料の使用の低減 県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づく家畜排せつ物の適正処理 和歌川清流ルネッサンス21計画に基づく内川の浄化 県河川整備計画に基づく、環境に配慮した河川整備
	生活排水対策	県全県域污水適正処理構想に基づく下水道等の整備
	有害化学物質等の低減	ダイオキシン類排出事業場への排出規制 P R T R法に基づく有害化学物質の排出量の削減 P C B廃棄物の早期処理
	油等による汚染対策	県石油コンビナート等における油等流出事故の防止対策 公共用水域での油等流出事故発生時の迅速な対応
	自然とのふれあいの場の水質保全	海水浴場等の良好な水質の保全対策

	目標	具体的な施策
自然景観及び文化的景観の保全	自然景観の保全	自然公園や自然環境保全地域の指定
	島しょ部及び海岸部の緑地の保全	森林法に基づく林地開発の規制 採石法に基づく土石採取に係る規制 港湾緑地の整備及び都市緑地の保全 特別緑地保全地区及び風致地区の指定
	史跡、名勝、天然記念物等の保全	県文化財保護条例による文化財の指定及び適切な保全
	海岸等のごみ対策	県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく漂着ごみ対策の推進
	地域の自然や文化等を生かした活動	県グリーン・ブルーツーリズムの推進 自然観察会・企業の森等の施策
	その他	景観法及び景観条例に基づく自然景観・文化的景観の保全 臨海部の散策道、海浜公園、海釣り公園等の整備

水産資源の持続的な利用	県資源管理指針及び県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づく、水産資源の持続的な利用の確保
-------------	--

瀬戸内海の環境保全に係る基盤的事項	廃棄物の処理施設・処分地の確保	県廃棄物処理計画に基づく処理施設の整備及び処分地の確保
	健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	海域と陸域の連続性に留意した、流域を単位とする関係機関の連携
	水質等の監視・測定	河川及び海域、地下水の水質の監視・測定 特定事業場の立入検査・指導
	環境保全に関する調査	海水温上昇による生物多様性への影響の調査
	広域的な連携	海域・流域を単位とした地方公共団体等の連携による環境保全の取組
	情報提供、広報	瀬戸内海の環境の現状及び廃棄物の排出抑制への取組等の広報
	環境保全思想の普及及び各施策への住民参加	瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及促進及び民間団体等による環境ボランティアの養成等への支援
環境教育・環境学習の推進	自然観察会等の開催の推進 環境教育及び環境保全活動の推進	

第1	序説	1
1	計画策定の意義	1
2	計画の性格	1
3	計画の範囲	1
4	計画の期間	1
第2	計画の目標	2
1	沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標	2
2	水質の保全及び管理に関する目標	4
3	自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	5
4	水産資源の持続的な利用の確保に関する目標	7
第3	目標達成のための基本的な施策	8
1	沿岸域の環境の保全、再生及び創出	8
2	水質の保全及び管理	10
3	自然景観及び文化的景観の保全	13
4	水産資源の持続的な利用の確保	16
5	廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	16
6	健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	16
7	島しょ部の環境の保全	17
8	基盤的な施策	17
第4	計画の点検	20

第1 序説

1 計画策定の意義

和歌山県は、本州、四国、九州に挟まれた広大な瀬戸内海の東の入り口に位置しており、その実情に応じた恵沢を広く県民等が継続して享受することができるよう、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するためこの計画を策定するものである。

国、瀬戸内海に係る府県、市町村及び地域住民等は、平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）に基づき、瀬戸内海が、自然景観と文化的景観を併せて有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するために連携してそれぞれの役割を果たす必要がある。

2 計画の性格

瀬戸内海の環境保全に係る諸施策を総合的にかつ計画的に推進するため、法の基本理念にのっとり、国は基本となるべき計画を策定し、瀬戸内海関係13府県は基本理念及び国が策定した基本となるべき計画に基づき計画を策定することが定められている。

この計画は、和歌山県が広く県民等に対して瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、国、地方公共団体及びその他の者がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものである。

3 計画の範囲

この計画は、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等について定める。

4 計画の期間

この計画の期間は概ね10年とする。また、策定時から概ね5年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

第2 計画の目標

和歌山県が策定する計画は、日ノ御崎より北の紀伊水道東部の海域並びに有田郡以北の郡市、日高郡由良町及び日高町の一部の6市9町の陸域が対象区域であり、瀬戸内海国立公園、西有田県立自然公園及び白崎海岸県立自然公園に指定された自然的景観、万葉集にも詠まれた和歌の浦などの文化的景観を有し、自然的要素と文化的要素が一体となって形成され、また、全国的にも漁獲量の多いタチウオ、友ヶ島を中心にタイの一本釣り及びシラス等の貴重な漁業資源の宝庫であり、その周辺に製鉄所や石油コンビナート等の産業及び人口が集中し、水産・重工業・海運をはじめとした海洋関連産業が盛んで、その利用も多岐に渡る水域である。

また、本県の瀬戸内海区域における水質の現状（平成26年度）は、水質の汚濁状況を示す化学的酸素要求量（COD）が、12水域中1水域でわずかに環境基準を超過しているが、カドミウムなど人の健康の保護に関する27項目の物質や赤潮の発生要因である富栄養化の原因となる窒素及びリンは、環境基準を100%達成するなど良好な状況が維持されている。

瀬戸内海の環境保全のためには、こうした特性を踏まえるとともに、水質浄化及び物質循環の機能を有し多様な生物の生息・生育の場となる藻場・干潟等の減少、工場排水及び生活排水対策や黒潮の影響により環境基準を概ね満足する水質が維持されている一方で、減少傾向ではあるが依然として発生する赤潮の対策、円滑な物質循環の確保などの課題に対応する必要がある。

そこで、この計画の目標については、豊かな生態系サービス（海の恵み）を、広く県民等が将来にわたって継続して享受し、かつ、生物が健全に生息・生育している状態に保っていくため、美しい景観・憩い・多様な生物の生息・生育の場としての「庭」、漁業生産の場としての「畑」、物流や人流・物質の供給路としての「道」に例えられる多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな瀬戸内海」を目指すものとする。このため、沿岸域の環境、水質等が互いに強く関連し合うことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定める。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

- (1) 水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類も含め多様な生物が生息・生育する場となっている沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置が講ぜられていること。

【指標】

- ① 藻場の面積（保全・再生・創出）
- ② 干潟の面積（保全・再生・創出）
- ③ 砂浜の延長（保全・再生・創出）
- ④ 塩性湿地の面積（保全・再生・創出）
- ⑤ 里海※の取組箇所数

※里海とは、人手が加わることにより生物多様性と生物生産性が高くなった沿岸海域のこと。

- ⑥ 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略取組箇所数
- ⑦ 底生生物の出現種数・個体数
- ⑧ 渡り鳥の飛来数
- ⑨ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の、干潟における指定箇所数

(2) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

【指標】

- ① 公安委員会届出海水浴場数・利用者数
- ② 海水浴場の水質判定基準の達成状況
- ③ 潮干狩場箇所数・利用者数
- ④ 自然海浜保全地区指定数（砂浜、岩礁、干潟）
- ⑤ 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園の面積）

(3) 生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地については、概ね良好な状態が保全されているが、必要に応じ、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。

【指標】

- ① 底質及び窪地の環境改善箇所数

(4) 海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）は現在行われていないので、引き続き現状を維持すること。

【指標】

- ① 海砂利採取量

(5) 海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること。

【指標】

- ① 海面の埋立状況（埋立箇所数、面積、環境配慮箇所数）

- (6) 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

【指標】

- ① 海岸保全施設等の整備状況（整備箇所数、工事の延長、環境配慮箇所数）

2 水質の保全及び管理に関する目標

- (1) 水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）は概ね達成しているが、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえたきめ細やかな水質管理に関する検討が進められていること。

赤潮の発生件数や規模は減少傾向にあるが、依然として発生している海域については、窒素やリン等の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

【指標】

- ① 海域ごとの化学的酸素要求量（COD）、窒素・リンに係る環境基準達成状況
② 海域ごとの赤潮の発生件数
③ 汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・リン）
④ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況
⑤ エコファーマー認定件数
⑥ 環境技術実証事業実施件数
⑦ 河川の浄化対策実施箇所数

- (2) 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。

【指標】

- ① 汚水処理人口普及率
② 下水道普及率
③ 下水道高度処理実施率（窒素及びリンの除去性能向上）

- (3) 底質環境は概ね良好な状態が保全されているが、水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに、必要に応じ底質環境の改善の措置が講ぜられていること。

指標は、1(3)の底質及び窪地の改善対策を参照

- (4) 有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。

【指標】

- ① 化学物質排出・移動量届出制度（PRTR 制度）に基づく化学物質の公共用水域への届出排出量
- ② 水質汚濁防止法に基づく特定施設の指導状況（立入、指導、改善件数）
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指導状況（立入、指導、改善件数）
- ④ 高濃度 PCB 廃棄物の処理状況（トランス、コンデンサ、安定器）
- ⑤ 有害物質（水銀、PCB、ダイオキシン類）に汚染された底質の箇所数

- (5) 石油コンビナート等からの油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること。

【指標】

- ① 海域における油流出事故発生件数
- ② 訓練実施回数

- (6) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質(化学的酸素要求量(COD)、ふん便性大腸菌群数、油膜、透明度)が良好な状態で保全されていること。

指標は、1(2)の海水浴場、潮干狩場等を参照

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

- (1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、加太、友ヶ島等が瀬戸内海国立公園に、有田市、湯浅町及び広川町沿岸地域が西有田県立自然公園に、由良町沿岸地域が白崎海岸県立自然公園に、日高町沿岸地域が煙樹海岸県立自然公園に指定され、適正に保全されているが、指定区域以外（和歌山下津港の区域）の自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

【指標】

- ① 自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）の面積及び利用者数
- ② 自然環境保全地域の指定箇所数及び面積
- ③ 自然海岸の延長

(2) 瀬戸内海の友ヶ島などの島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

【指標】

- ① 森林面積及び森林整備（造林）実施面積
- ② 保安林及び魚つき保安林指定面積
- ③ 林地開発許可処分件数及び面積
- ④ 企業の森参加団体数及び面積
- ⑤ 都市公園面積
- ⑥ 都市計画法に基づく風致地区指定面積
- ⑦ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
- ⑧ 港湾緑地設置面積

(3) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている「和歌の浦」などの史跡、「養翠園」などの名勝、「はかまかずら自生北限地」などの天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

【指標】

- ① 史跡、名勝、天然記念物の指定件数
- ② 重要伝統的建造物群保存地区選定件数
- ③ 沿岸海域の海関連伝統行事数
- ④ 重要文化的景観選定件数
- ⑤ 景観法に基づく景観計画策定自治体数
- ⑥ 景観計画における重点地域指定件数

(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

【指標】

- ① 海岸漂着物の回収回数及び回収量

(5) 地域の自然や文化等を活かした活動等が推進されていること。

【指標】

- ① エコツーリズム推進アドバイザー要請件数
- ② エコツーリズム活性化支援交付金の活用団体数
- ③ グリーンツーリズム実施団体数
- ④ ブルーツーリズム実施団体数
- ⑤ 県立自然公園指導員の登録者数
- ⑥ 環境保全活動のイベント数及び参加者数
- ⑦ 臨海部における親水空間（散策道、海浜公園等）の数
- ⑧ 海釣り公園等の釣り場の数

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、水産動物の種苗の放流等による水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。また、生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【指標】

- ① 漁業生産量（主要魚種別漁獲量）
- ② クロロフィル a
- ③ 漁場整備事業実施箇所数及び面積

第3 目標達成のための基本的な施策

計画の目標を実現するため、現在残されている自然環境の保全や工場排水規制などの発生負荷規制等のこれまで実施してきた保全型施策に加え、沿岸域における良好な環境の再生・創出、生物多様性・生物生産性の確保の観点からの水質の管理、底質環境の維持・改善、美しい自然と人の生活・生業や賑わいが調和した景観の保全等を合わせて基本的な考え方として、各種施策の積極的な実施に努めるものとする。

その施策の検討・実施に当たっては、地域の実情に応じて行うものとし、地域における合意及び隣接地域との調整に十分配慮するものとする。

その際、必要に応じ、森・里・川・海などの流域を単位としたつながりに配慮するとともに、幅広い主体が、地域の状況に応じたあるべき姿を共有し、適切な管理に努めるものとする。

また、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、人為的に管理し得る範囲において対策を実施し、その後、モニタリングによる検証と対等の変更を加えていくという順応的管理の考え方に基づく取組を推進するものとする。

基本的な施策は次のとおりである。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

藻場及び干潟は、水産資源保全及び水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、保全するよう努めるものとする。

また、鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟については、紀の川、和歌川及び有田川の河口部など、そのほとんどが鳥獣保護区に指定されており、今後もその保全に努めるものとする。

開発等に伴い失われた藻場・干潟・自然海浜等については、良好な環境を回復させる観点から、再生・創出するよう努めるものとし、こうした取組の際には、元から存在した自然環境に配慮することが重要である。

●藻場等の保全、創出に関する取組を支援する。（水産振興課）

●日本の重要湿地の選定（環境省）

(2) 自然海浜の保全等

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民

のいこいの場として多くの人々に利用されている自然海浜については、その隣接海面を含めて国立及び県立自然公園等の指定を行うこと等により、その利用に好適な状態で保全し、また、養浜等により海浜環境を整備するように努めるものとする。

●和歌山県立自然公園条例に基づき県立自然公園の見直しを検討する。（自然環境室）

(3) 底質改善対策・窪地対策の推進

貧酸素水塊の発生する海域や底質の悪化により生物の生息・生育の場が失われたことが認められる海域は把握されていないが、今後とも良好な底質の維持管理に努めるとともに、必要に応じ浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の対策に努めるものとする。

(4) 海砂利の採取の抑制

海砂利の採取は現在行われていないので、引き続き現状を維持する。

(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

公有水面埋立法に基づく埋立ての免許又は承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法及び和歌山県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

●環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく環境影響評価に基づき埋立の際の環境保全に配慮する。（環境生活総務課）

(6) 環境配慮型構造物の採用

生物の生息・生育空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境への配慮についても検討するよう努めるものとする。

また、海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとする。

●紀州灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、沿岸海岸整備については防護・環境・利用の3つの視点によるゾーニングにより実施し、環境への配慮に努める。（港湾漁港整備課）

(7) その他の措置

望ましい沿岸海域の環境を保全するため、陸域と沿岸海域を総合的に管理し、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境の保全に努める。

●生物多様性基本法に基づき生物多様性和歌山戦略を策定し、生物多様性の保全に関する取り組みを進める。（自然環境室）

2 水質の保全及び管理

(1) 水質総量削減制度等の実施

水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境の悪化防止を図るため、和歌山県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん汚濁負荷量に関する生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を計画的かつ総合的に講ずるものとする。

また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、地域における海域利用の実情を踏まえ、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理を検討するものとする。

これらの対策を推進するに当たっては、(2)に掲げる下水道等の整備のほか、次の施策を総合的に講ずるものとする。

(ア) 産業排水については、化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりん汚濁の総量規制基準の遵守等の観点から、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。

●和歌山県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づき排水対策を講じる。（環境管理課）

●瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可制度及び和歌山県水質汚濁に係る特定事業場等の立入検査方針に基づき処理施設の改善・維持管理の適正化

に努める。(環境管理課)

(イ) 現在、紀伊水道東部において魚介類の養殖は行われていないが、実施する場合は、持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化による富栄養化が生じないように漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の使用の低減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。

- 持続的養殖生産確保法に基づき漁場管理の適正化に努める。(資源管理課)
- 和歌山県持続性の高い農業生産導入指針に基づき化学肥料の使用の低減に努める。(農業環境・鳥獣害対策室)
- 和歌山県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に基づき家畜排せつ物の適正処理に努める。(畜産課)

(ウ) 河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、必要に応じ、底質の改善を推進する。

- 和歌川清流ルネッサンス21計画に基づき内川の浄化を推進する。
- 河川整備計画に基づき、良好な水質・自然環境の保全など、環境に配慮した河川整備を行う。(河川課)

(エ) 工場排水や生活排水等による富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、地域における海域利用の実情に応じて、より効率的な排水処理対策に努める。

(2) 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の特性等にかんがみ、化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷についての水質総量削減制度の実施、富栄養化対策の推進等の観点から、地域の実情に応じ、下水道、コミュニティプラント、漁業集落排水施設、農業集落排水施設、浄化槽(合併処理浄化槽)等の各種生活排水処理施設の整備について一層の促進に努めるものとする。

さらに、必要な地域において窒素及び磷の除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図るものとする。

●和歌山県全県域汚水適正処理構想に基づき下水道等の整備を促進する。(下水道課)

(3) 水質及び底質環境の改善

底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 有害化学物質等の低減のための対策

水質汚濁防止法等の適切な運用により、人の健康の保護及び生活環境の保全等に関する水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。

さらに、水銀又は PCB 等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとする。

- 和歌山県公共用水域及び地下水の水質測定計画及び和歌山県水質汚濁に係る特定事業場等の立入検査方針に基づく特定事業場の指導により水質環境基準の達成維持を図る。(環境管理課)
- 和歌山県ダイオキシン類特定施設立入検査方針に基づき排出規制を推進する。(環境管理課)
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）に基づき排出量の把握・管理を促進する。(環境管理課)
- 和歌山県 PCB 廃棄物処理計画に基づき PCB 廃棄物の適正な処理の早期完了を促進する。(循環型社会推進課)

(5) 油等による汚染の防止

大規模な油流出事故が発生した場合、被害が甚大になることが予想されることから、事故による海洋汚染の未然防止を図るため和歌山下津港のコンビナート等の保安体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。また、これまでの大規模な油流出事故の際に得られた知見を活用しつつ、オイルフェンス等の防除資材の配備等により排出

油防除体制の整備を図るものとする。

- 和歌山県石油コンビナート等防災計画に基づき流出油の防除を講じる。（危機管理・消防課）
- 和歌山県地域防災計画第9章第1部「海上災害応急対策計画」に基づき船舶事故等による油等流出対策を講じる。（危機管理・消防課）
- 公共用水域での油等流出事故発生時において、河川管理者や海上保安庁への迅速な情報共有及び対応を行う。（環境管理課）

(6) 海水浴場の保全その他の措置

上記のほか、片男波などの海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるものとする。

また、個別海域の特性に応じ、国の排水基準の設定されていない項目について、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

3 自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然公園等の保全

必要に応じ、県立自然公園の見直し及び自然環境保全地域等の指定の検討を行い、これらの保全すべき区域において保護のための規制の強化等に努め、必要な時には特定民有地買上げ制度等の現行制度の活用を図るものとする。

- 1(2)再掲 和歌山県立自然公園条例に基づき県立自然公園の見直しを検討する。（自然環境室）
- 和歌山県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域の指定を検討する。（自然環境室）

(2) 緑地等の保全

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地の開発に係る規制の適正な運用及び土石の採取に係る規制の運用の強化を図るとともに、沿岸都市地域においては、都市公園の整備及び緑地の保全、港湾の緑地の整備並びに特別緑地保全地区、風致地区等の指定に努めるものとする。

また、適切な処置による森林病虫害等の防除、保安林の整備、造林及び治山事業の実施等適正な森林、林業施策の実施により、健全な森林の保護育成に努めるものとする。

なお、開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては、植栽等の修景措置により緑を確保するよう努めるものとする。

- 森林法に基づく林地開発許可制度に係る規制の適正な運用を図る。（森林整備課）
- 採石法に基づき土石の採取に係る規制の運用の強化を図る。（砂防課）
- 港湾法に基づき港湾緑地の整備を進める。（港湾漁港整備課）
- 都市公園法及び和歌山県都市公園条例に基づき都市緑地の保全に努める。（都市政策課）
- 都市緑地法に基づき特別緑地保全地区の指定に努める。（各市町）
- 都市計画法に基づき風致地区の指定に努める。（各市町）

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている「和歌の浦」などの史跡、「養翠園」などの名勝、「はかまかずら自生北限地」などの天然記念物等については、その指定、管理等に係る制度の適正な運用等により良好な状態で保全するよう努めるものとする。

- 和歌山県文化財保護条例に基づき史跡、名勝、天然記念物等の文化財の指定に努める。（文化学術課）
- 各文化財ごとの保存管理計画に基づき文化財の良好な状態での保全に努める。（文化学術課）

(4) 漂流・漂着・海底ごみ対策の推進

海岸漂着物等については、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律及び同法基本方針に基づき策定した和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく回収・処理、発生抑制対策を関係者が連携して促進する。漂流・海底ごみについても、関係者が連携・協力を図りつつ、回収・処理、発生抑制対策等の推進に努めるものとする。

具体的には、陸域を含めたごみの投棄に対する取締りの強化及び回収・処理事業の推進を図るとともに、住民等への啓発活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努めるものとする。また、瀬戸内海に流入する河川流

域における清掃等の実施にも努めるものとする。

- 和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき漂流・漂着・海底ごみ対策を推進する。（循環型社会推進課）

(5) 地域の自然や文化等を生かした活動等の推進

瀬戸内海の特有な景観を活用して、海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まる活動等を実施する。この際、独自の景観を残している友ヶ島などの島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう努めるものとする。

また、瀬戸内海の自然環境を活かした海洋観光の取組を推進するものとする。

- 和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、
「和歌山県グリーン・ブルーツーリズム推進行動計画」（果樹園芸課・水産振興課）
「自然公園での自然観察会」（自然環境室）
「県自然公園指導員の登録」（自然環境室）
「企業の森」（森林整備課）
等の施策を推進する。

(6) その他の措置

開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するものとする。また、海面及び沿岸部等において、施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

さらに、瀬戸内海各地に点在する和歌浦など25の漁港、段々畑、まち並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

- 景観法及び和歌山県景観条例に基づく景観計画を策定し、自然景観・文化的景観の適正な保全に配慮する。（都市政策課）
- 沿岸地域の海関連伝統行事の保全に努める。（文化学術課）
- 和歌山県文化財保護条例に基づき文化的景観の県指定に努める。（文化学術課）
- その他、以下に関する施策を推進する。

臨海部における親水空間（散策道、海浜公園）、海釣り公園の整備

4 水産資源の持続的な利用の確保

水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、水産動物の種苗の放流等による水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めるものとする。

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化等の様々な機能を有していることを踏まえ、その保全・創造に努めるものとする。

また、水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。

さらに、水産資源の管理措置については、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるよう努めるものとする。

生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物については、駆除その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

●和歌山県資源管理指針及び和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき水産資源の持続的な利用の確保に努める。（資源管理課）

5 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の総合的施策を推進することにより、廃棄物最終処分量の減少等を図るものとする。

●和歌山県廃棄物処理計画に基づき処理施設の整備及び処分地の確保を図る。（循環型社会推進課）

6 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の沿岸域の環境の保全及び必要に応じ自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下

水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

- 水循環基本法に基づき、水資源の重要性について広く県民が理解と関心を深めるよう啓発に努める。（地域政策課）

7 島しょ部の環境の保全

現在、友ヶ島などの島しょ部で居住は行われていないが、観光等への活用にあたっては、環境容量が小さいことから、特に環境保全の取組に努めるものとする。

8 基盤的な施策

(1) 水質等の監視測定

化学的酸素要求量（COD）、窒素及び磷の水質総量削減制度の実施及び水質汚濁防止法に基づく人の健康や生活環境を守るための目標値である環境基準の達成状況や水質汚濁の状況を把握するための和歌山県公共用水域及び地下水の水質測定計画、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく和歌山県ダイオキシン類に係る常時監視計画の運用等に伴い、水質の監視測定施設、設備の整備及び監視測定体制の拡充に努める。

- 和歌山県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき水質汚濁の状況の監視に努める。（環境管理課）
- 2(1)(ア)再掲 和歌山県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画に基づき水質総量削減対策を実施する。（環境管理課）
- 和歌山県ダイオキシン類に係る常時監視計画及び海南地区公共用水域モニタリング計画に基づきダイオキシン類の監視体制の拡充に努める。（環境管理課）

(2) 環境保全に関するモニタリング及び調査研究等

地球規模の気候変動がもたらす生物多様性・生物生産性への影響の調査研究等を推進する。

気象庁の気候変動監視レポート 2014 によれば、1900 年～2014 年までに四国・東海沖の水温が 1.21 度上昇しており、黒潮が紀伊水道に流入することから、海水温上昇が生物多様性に与える影響の調査に努めるものとする。

(3) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水循環・物質循環機能の維持・回復のための取組の推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

(4) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、住民の環境に対する認識の確認、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとする。

(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。

その実効を期するため、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う市民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとする。また、汚濁負荷や廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとする。

このため、公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援に努めるものとする。また、環境保全施策の策定に当たって、必要に応じて地域協議会をつくるなど、幅広い主体の意見の反映に努めるものとする。

(6) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対す

る感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。

また、国立公園や県立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

- 「エコナビ和歌山～和歌山県環境学習・環境保全活動の手引き」を活用して環境教育・環境保全活動への取組を推進する。（環境生活総務課）

第4 計画の点検

この計画の点検の際には、水質及び底質の汚染状態を示す項目、水温等のほか、適切な指標を用いて取組の状況を把握するものとする。なお、数値化しにくい要素を含む取組に関しては、具体的な施策の実施事例等により取組の状況を把握するものとする。

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する指標

(1) 多様な生物が生息・生育する藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出

指標名			単位	値	年度	指標の出典	
① 藻場の面積（保全・再生・創出）			ha	385	H1	自然環境保全基礎調査	
② 干潟の面積（保全・再生・創出）			ha	118.3	H15	瀬戸内海干潟実態調査 （環境省）	
③ 砂浜の延長（保全・再生・創出）			m	33,974	H25		
④ 塩性湿地の面積（保全・再生・創出）			ha	38.3	H5	自然環境保全基礎調査	
⑤ 里海の取組箇所数			箇所	0	H26	（環境省資料）	
⑥ 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の取組箇所数			箇所	未集計		生物多様性和歌山戦略 （自然環境室）	
⑦ 底生生物の出現種数・個体数	紀伊水道東部海域 St.15 （※）	夏	種類	種	11	H25	広域総合水質調査 （環境管理課）
			個体数	体	190		
		冬	種類	種	8		
			個体数	体	110		
⑧ 渡り鳥の飛来数	地点名	紀の川	種類	種	カモ類 14種	H26	ガンカモ類の全国一斉生息調査 （自然環境室）
			羽数	羽	2,232		
		有田川	種類	種	カモ類 14種		
			羽数	羽	473		
⑨ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の、干潟における指定箇所数			指定箇所数	箇所	4	H27	和歌山県鳥獣保護区等位置図 （自然環境室）

（※） St：ステーション（地点）の略で、調査地点及びデータの詳細は、環境省ホームページ水環境情報総合サイト（<https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>）の「広域総合水質測定データ」をご覧ください。

(2) 海水浴場、潮干狩場、自然海浜等の保全と利用

指標名			単位	値	年度	指標の出典	
① 公安委員会届出海水浴場数			箇所	7	H26	水浴場水質調査 (環境管理課)	
① 海水浴場数・利用者数 ② 海水浴場の水質判定基準の達成状況(※)	海水浴場名	加太	利用者数	万人	3.9		H26
			水質判定	判定	水質 AA		
		磯の浦	利用者数	万人	27		
			水質判定	判定	水質 AA		
		片男波	利用者数	万人	18.9		
			水質判定	判定	水質 AA		
		浜の宮	利用者数	万人	6.4		
			水質判定	判定	水質 A		
		浪早	利用者数	万人	6.1		
			水質判定	判定	水質 AA		
		地の島	利用者数	万人	0.6		
			水質判定	判定	水質 AA		
産湯	利用者数	万人	1.8				
	水質判定	判定	水質 AA				
③ 潮干狩場箇所数・利用者数			箇所数	箇所	0	H27	
			利用者数	万人	0		
④ 自然海浜保全地区指定数(砂浜、岩礁、干潟)			箇所	0	H27	(自然環境室資料)	
⑤ 自然公園 (国立公園、国定公園、県立自然公園の面積)			※3. 自然景観及び文化的景観の保全を参照				

(※) 海水浴場の水質判定基準は、良好な順に AA、A、B、C、不適に 5 分類されるが、AA、A とも海水浴に適した判定である。

(3) 底質及び窪地の改善対策

指標名			単位	値	年度	指標の出典
① 底質及び窪地の環境改善箇所数	底質	対策が必要な箇所数	箇所	0	H27	公共用水域水質調査 (環境管理課)
		対策を講じた箇所数	箇所	0		
	窪地	対策が必要な箇所数	箇所	0	H27	
		対策を講じた箇所数	箇所	0		

(4) 海砂利の採取

指標名	単位	値	年度	指標の出典
① 海砂利採取量	m ³	0	H26	(港湾空港課資料)

(5) 海面の埋立

指標名	単位	値	年度	指標の出典
① 海面の埋立状況（埋立箇所数、面積、環境配慮箇所数）	埋立箇所数	箇所	H26	(港湾空港課資料)
	埋立面積	ha		
	環境配慮箇所数	箇所		

※環境影響評価法、和歌山県環境影響評価条例、対象外の3種類の埋立がある。

(6) 海岸保全施設等の整備・更新と、自然との共生及び環境との調和

指標名	単位	値	年度	指標の出典
① 海岸保全施設等の整備状況（整備箇所数、工事の延長、環境配慮箇所数）	整備箇所数	箇所	H26	(港湾漁港整備課資料)
	工事の延長	m		
	環境配慮箇所数	箇所		

2 水質の保全及び管理に関する指標

(1) 水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止

指標名				単位	値	年度	指標の出典		
① 海域ごとの化学的酸素要求量(COD)、窒素・燐に係る環境基準達成状況	和歌山海域・築地川及び水軒海域	COD (全6水域)	達成	水域	5	H26	①公共用水域水質調査 (環境管理課)		
			不達成	水域	1				
		窒素・燐 (全2水域)	達成	水域	2				
			不達成	水域	0				
	赤潮発生件数			件	0				
	海南海域	COD (全2水域)	達成	水域	2	H26			
			不達成	水域	0				
		窒素・燐 (全2水域)	達成	水域	2				
			不達成	水域	0				
	赤潮発生件数			件	0				
	② 海域ごとの赤潮の発生件数	下津・初島海域	COD (全5水域)	達成	水域	5		H26	②赤潮発生件数 (資源管理課資料)
				不達成	水域	0			
窒素・燐 (全2水域)			達成	水域	2				
			不達成	水域	0				
赤潮発生件数			件	0					
湯浅湾及び由良海域	COD (全1水域)	達成	水域	1	H26				
		不達成	水域	0					
	窒素・燐 (全1水域)	達成	水域	1					
		不達成	水域	0					
赤潮発生件数			件	0					
③ 汚濁負荷量 (化学的酸素要求量(COD)・窒素・燐)	化学的酸素要求量(COD)の発生負荷量			トン/日	21	H21	③発生負荷量等 算定調査 (環境管理課)		
	窒素含有量の発生負荷量			トン/日	16				
	りん含有量の発生負荷量			トン/日	1.2				
④ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況				—	—	—	—		
⑤ エコファーマー認定件数				名	57	H26	(農業環境・鳥獣害対策室資料)		
⑥ 環境技術実証事業実施件数				件	0	H27	(環境省資料)		
⑦ 河川の浄化対策実施箇所数	対策必要箇所数			箇所	2	H27	公共用水域水質調査 (環境管理課)		
	対策実施箇所数			箇所	1	H27			

(※) 化学的酸素要求量(COD)、窒素・燐の環境基準と海域ごとの達成状況及び測定結果については、和歌山県環境管理課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/>)に掲載しています。

(2) 下水道の整備

市町	値 (H26年)			指標の出典
	①汚水処理 人口普及率 (単位：%)	②下水道 普及率 (単位：%)	③下水道高度 処理実施率 (単位：%)	
和歌山市	63.6	38.4	5.7	(下水道課資料)
海南市	29.5	0	0	
橋本市	94.0	59.4	59.4	
有田市	24.0	0	0	
岩出市	56.0	20.8	20.8	
紀の川市	55.5	13.0	13.0	
紀美野町	44.2	0	0	
かつらぎ町	53.1	34.8	34.8	
九度山町	71.1	51.5	51.5	
高野町	86.3	74.5	0	
湯浅町	27.7	0	0	
広川町	39.3	1.8	0	
有田川町	59.8	26.6	0	
由良町	82.5	52.3	0	
日高町	93.6	0	0	
瀬戸内海合計	60.0	30.3	11.9	

(3) 底質環境の改善対策

1(3) 底質及び窪地の改善対策参照

(4) 有害物質等の低減

指標名		単位	値	年度	指標の出典
① 化学物質排出移動量届出制度法 (PRTR 法) に基づく公共用水域への届出排出量	ダイオキシン類	kg	6,706	H25	PRTR インフォメーション広場
	ダイオキシン類を除く化学物質	kg	40,640	H25	
② 水質汚濁防止法に基づく特定施設の指導状況 (立入、指導、改善件数)	立入件数	件	149	H26	水質汚濁防止法に基づく特定施設の立入 (環境管理課)
	指導件数	件	9	H26	
	改善件数	件	9	H26	
③ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の指導状況 (立入、指導、改善件数)	立入件数	件	0	H27	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の立入 (環境管理課)
	指導件数	件	0	H27	
	改善件数	件	0	H27	
④ 高濃度 PCB 廃棄物の処理状況 (トランス、コンデンサ、安定器)	トランス	保管量	台	確認中	(循環型社会推進課資料)
		処理量	台		
	コンデンサ	保管量	台		
		処理量	台		
	安定器	保管量	個		
		処理量	個		
⑤ 有害物質 (水銀、PCB、ダイオキシン類) に汚染された底質の箇所数	水銀	箇所	0	H26	・公共用水域水質調査 (環境管理課) ・ダイオキシン類に係る常時監視 (環境管理課)
	PCB	箇所	0	H26	
	ダイオキシン類	箇所	1	H26	

(5) 油流出事故に係る未然防止及び事故発生時における防除体制整備

指標名	単位	値	年度	指標の出典
① 海域における油流出事故発生件数	件	3	H26	水質事故集計(環境管理課)
② 訓練実施回数	回	1	H26	(危機管理・消防課資料)

(6)海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。

指標は、1(2)の海水浴場を参照

3 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

(1) 国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域等の指定及び保全並びに自然海岸の保全

指標名	区分	公園名	年度：H26年		指標の出典
			面積 (単位：ha)	利用者数 (単位：千人)	
① 自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)の面積及び利用者数	国立公園	瀬戸内海	482	4,979	・和歌山県環境白書 ・自然公園等利用者数調報告書 (自然環境室資料)
		小計	482	4,979	
	国定公園	高野龍神	14,042	1,928	
		金剛生駒紀泉	2,704	1,317	
		小計	16,746	3,245	
	県立自然公園	高野町石道玉川挟	645	886	
		龍門山	126	636	
		生石高原	426	686	
		西有田	267	928	
		白崎海岸	231	223	
		煙樹海岸※全域	1,027	427	
		城ヶ森鉾尖※全域	4,225	245	
	小計	6,947	4,031		
	瀬戸内海域合計		24,175	12,255	

(※) 煙樹海岸県立自然公園及び城ヶ森鉾尖県立自然公園は、公園区域の一部が瀬戸内海区域に含まれるが、面積及び利用者数については、瀬戸内海区域の内外を区分していないため、公園区域全域の面積及び利用者数を掲載しています。

指標名	単位	値	年度	指標の出典	
② 自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	箇所数	箇所	1	H26	(自然環境室資料)
	面積	ha	1.3	H26	
③ 自然海岸の延長	km	100.7	H5	自然環境保全基礎調査	

(2) 緑地の保全等

指標名		単位	値	年度	指標の出典	
① 森林面積及び森林整備 (造林) 実施面積	森林面積	ha	103,932	H26	森林・林業および山村の概況 (森林整備課資料)	
	森林整備(造林)実施面積	ha	4			
② 保安林及び魚つき保安林指定面積	保安林指定面積	ha	28,598	H26		
	魚つき保安林指定面積	ha	213			
③ 林地開発許可処分件数及び件数	件数	件	75	H26		
	面積	ha	1402.7			
④ 企業の森参加団体数及び面積	団体数	団体	14	H26		
	面積	ha	52.2			
⑤ 都市公園面積	和歌山市	箇所数	箇所	103		H26 (都市政策課資料)
		面積	ha	239		
	海南市	箇所数	箇所	7		
		面積	ha	15.7		
	橋本市	箇所数	箇所	54		
		面積	ha	98.9		
	有田市	箇所数	箇所	7		
		面積	ha	27.3		
	岩出市	箇所数	箇所	8		
		面積	ha	36.3		
	紀の川市	箇所数	箇所	12		
		面積	ha	40.0		
	紀美野町	箇所数	箇所	—		
		面積	ha	—		
	かつらぎ町	箇所数	箇所	12		
		面積	ha	15.4		
	九度山町	箇所数	箇所	1		
		面積	ha	1.1		
高野町	箇所数	箇所	3			
	面積	ha	1.6			
湯浅町	箇所数	箇所	3			

		面積	ha	1.1		
	広川町	箇所数	箇所	—	H26	(都市政策課資料)
		面積	ha	—		
	有田川町	箇所数	箇所	2		
		面積	ha	0.8		
	由良町	箇所数	箇所	1		
		面積	ha	0.3		
	日高町	箇所数	箇所	—		
		面積	ha	—		
⑥ 都市計画法に基づく風致地区指定面積	和歌山市	和歌山公園・岡山	ha	0	H26	(都市政策課資料)
		日前宮	ha	18		
		御坊山	ha	56		
		和歌浦	ha	38		
		新和歌浦・雑賀崎	ha	97		
		高松	ha	10		
⑦ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積			ha	0	H26	(都市政策課資料)
⑧ 港湾緑地設置面積	和歌山下津港	背緑緑地	m ²	5,550	H26	(港湾漁港整備課資料)
		西浜向の坪緑地	m ²	1,722		
		雑賀崎緑地	m ²	3,300		
		東側緑地	m ²	530		
		毛見北側緑地	m ²	11,401		
		サンセットパーク	m ²	4,660		
	加太港	加太緑地	m ²	24,026		

(3) 文化財、文化的景観等の保全

指標名			単位	値	年度	指標の出典
① 史跡、名勝、天然記念物の指定状況	史跡	国指定	件	17	H27	わかやま文化財ガイド (文化学術課)
		県指定	件	66		
	名勝	国指定	件	7	H27	
		県指定	件	3		
	天然記念物	国指定	件	1	H27	
		県指定	件	50		
② 重要伝統的建造物群保存地区指定件数			件	1	H27	和歌山文化財ガイド (文化学術課)
③ 沿岸地域の海関連伝統行事数			件	7	H27	(文化学術課資料)
④ 重要文化的景観選定件数	国選定	件	1	H27	わかやま文化財ガイド (文化学術課)	
	県選定	件	-			
⑤ 景観法に基づく景観計画策定自治体数			件	4	H26	(都市政策課資料)
⑥ 景観計画における重点地域指定件数			件	6	H26	(都市政策課資料)

(4) 海面及び海岸の清浄な保持等

指標名	種類	項目	単位	値	年度	指標の出典
① 海岸漂着物及び海底ごみの回収回数及び回収量	海岸漂着物	回数	回	15	H26	海岸漂着物等回収実績表 (港湾空港課資料)
		回収量	トン	574		

(5) 地域の自然や文化等を生かした活動等の推進

指標名		単位	値	年度	指標の出典
① エコツーリズム推進アドバイザー要請件数		件	0	H26	環境省資料
② エコツーリズム活性化支援交付金の活用団体件数		件	0	H26	環境省資料
③ グリーンツーリズム実施団体数		団体	7	H26	(林業振興課資料)
④ ブルーツーリズム実施団体数		団体	10	H26	(水産振興課資料)
⑤ 県立自然公園指導員の登録者数		人	114	H27	(自然環境室資料)
⑥ 環境保全活動のイベント数及び参加者数	イベント実施件数	件	確認中		エコナビわかやま (環境生活総務課)
	参加者数	人			
⑦ 臨海部における親水空間の数 (散策道、海浜公園等)		箇所	確認中		
⑧ 海釣り公園等の釣り場の数		箇所	確認中		

4 水産資源の持続的な利用の確保に関する指標

指標名		単位	値	年度	指標の出典		
① 漁業生産量 (主要魚種別漁獲量)	しらす	トン	2,118	H26	和歌山の水産 (水産振興課)		
	あじ類	トン	1,241				
	たちうお	トン	902				
	まだい	トン	181				
	合計	トン	4,442				
② クロロフィル a	紀伊水道 東部海域	St.11※	上層	mg/m ³	0.4	H26	広域総合水質調査 (環境管理課)
			下層	mg/m ³	0.2		
		St.5※	上層	mg/m ³	0.3		
			下層	mg/m ³	0.2		
		St.15※	上層	mg/m ³	0.3		
			下層	mg/m ³	0.2		
		St.14※	上層	mg/m ³	0.2		
			下層	mg/m ³	0.2		
		St.25※	上層	mg/m ³	0.2		
			下層	mg/m ³	0.2		
③ 漁場整備事業実施箇所数及び面積	箇所数	箇所	2	H26	(水産振興課資料)		
	面積	ha	1,170				

(※) St : ステーション (地点) の略で、調査地点及び水質データの詳細は、環境省ホームページ水環境情報総合サイト (<https://www2.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>) の「広域総合水質測定データ」をご覧ください。